

令和4年8月31日

各 位

倉吉信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件が発生させ、ご支援ご信頼を賜っております地域の皆様、お取引を頂いているお客様や会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

|       |  |
|-------|--|
| 事故者   | 当金庫元職員（20歳代男性、一般職）   |
| 事件の内容 | (1) 令和3年12月から令和4年5月にかけて、事故者は、お客様が依頼した定期預金の解約、書替手続き又は普通預金からの出金を行う際、お預かりした定期預金証書、普通預金通帳から全額もしくは一部現金を着服していました。<br>(2) 上記に関連して、事故者の親族である幹部職員が、事故者の着服行為を知ったにもかかわらず、その事実を当金庫に速やかに報告することなく、着服行為の発覚を隠蔽しようとしたことが判明しました。   |
| 発覚の経緯 | 令和4年7月、今回着服が判明したお客様の親族よりお客様の取引状況について不審な点があるとの問い合わせがありました。当金庫において、事故者へのヒアリングを行うなどの調査をした結果、令和4年8月15日、事故者がお客様の預金を着服していたことを認めたものです。<br>更に、事故者が別のお客様の預金からも複数の定期預金の解約金を着服していたことが事故者の供述から明らかになりました。<br>これら一連の不正行為を調査する中で、事故者の親族である幹部職員から、事故者の着服行為の隠蔽をしようと画策していた事実があったことが当該幹部職員の供述から明らかになりました。 |
| 発覚年月日 | 令和4年8月15日(月)   |
| 発生期間  | 令和3年12月6日から令和4年5月10日（5か月間）   |
| 発生店舗  | 倉吉駅前支店   |
| 事故金額  | お客様先2名、計12件、3,536,747円（累計3,536,747円） ※現在更に調査中です。<br>事故者の親族より現在判明している上記着服額の弁済がありました。<br>1人のお客様にはお渡しし、もう1人のお客様については、現在、当金庫にて預かっています。   |

## 2. お客様への対応

事故者が不正を行っていたお客様へは、経緯を説明するとともに、深くお詫びいたしました。

## 3. 関係機関への報告等

監督官庁に対し、不祥事件の発生について報告を行いました。また、警察には情報提供しております。

## 4. 関係者の処分

事故者は、令和4年8月15日に不祥事件が発覚したことから、令和4年8月15日付で懲戒解雇処分としております。また、事故者の親族である幹部職員は適正な業務執行を怠り、就業規則違反があったものと判断して、令和4年8月19日付で諭旨退職の処分としました。

なお、更に調査中ではありますが、調査結果が判明次第、経営責任を明確にするため、理事長以下の常勤役員については厳正な処分を行うこととしております。また管理責任を明確にするため、事故者の上司である支店長をはじめ管理職についても、当金庫の規程に則り、責任の程度に応じて処分を行う予定としております。

## 5. 今後の対応

当金庫は、法令等遵守を経営の最優先課題と位置付け、法令等遵守態勢および内部管理態勢の強化・整備に努めてまいりましたが、今回の事件が発生し、これらの態勢が十分に機能、徹底していなかったことによるものと役職員一同深く反省しております。

今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、今後このような事態を起こさないように、再発防止に向け、法令等遵守態勢と内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、当金庫とのお取引において不審な点やお気づきのことがございましたら、大変お手数をお掛けしますが、下記までご連絡下さい。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

倉吉信用金庫 コンプライアンス統括室（担当：船越） 常務理事（安藤）

電話番号 0858-22-1111

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除きます）